

特定商品等の預託等取引契約に関する法律施行令の一部を改正
する政令（案）についての意見

2013年（平成25年）6月27日

日本弁護士連合会

意見の内容

商品預託取引による被害の未然防止のためには、指定商品制の廃止を含む抜本的な法改正を行うべきであり、特定商品預託取引法の政令改正（指定商品の追加指定）のみを繰り返すことは反対である。今回の政令追加指定は法改正までの緊急の措置として位置付けるべきである。

意見の理由

商品預託商法被害は、金地金・貴金属（豊田商事事件）、和牛・家畜（千紫牧場事件、ふるさと牧場事件、安愚楽牧場事件ほか多数）、健康食品（八葉物流事件）、絵画（絵画レンタル商法事件）、IP電話中継局（近未来通信事件）など、様々な商品により被害の後追いを繰り返してきた。近年も、酵素、コンテナなど、多様な商品による預託商法が繰り返されている。したがって、現行法の政令指定商品制を前提に追加指定しただけでは、今後も被害の後追いを繰り返すことは必定である。

また、安愚楽牧場事件（被害者約73,000人、被害額約4,200億円）に見られるように、政令指定により追加した以降に被害が拡大している実態があり、現行法の適用対象となっても規制の実効性が不十分である。先の省令改正による財務情報の開示強化等の措置は余りにも断片的であり、到底実効性を確保できる内容とは言い難い。

よって、当連合会の2013年3月14日付け「預託商法被害と特定商品等の預託等取引契約に関する法律の改正の在り方に関する意見書」において指摘したとおり、政令指定商品制を廃止して適用対象を見直すこと、行為規制等を抜本的に見直すことなどを含む法改正を直ちに検討すべきである。